

(介護予防)通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(1)事業の目的

鶴岡市が開設する鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院(以下「事業所」という。)が行う指定居宅サービス事業指定(介護予防)通所リハビリテーション(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士及び作業療法士又はその他の職員(以下「従業者」という。)が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適正な事業サービスを提供することを目的とする。

(2)運営の方針

- ①利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復及び社会的孤立感の解消を図る。また、利用者の家族の身体的・精神的負担軽減を図ることができるようサービスを提供し、支援を図るように努めるものとする。
- ②事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って事業サービスの提供に努めるとともに、関係機関との密接な連携に努めるものとする。
- ③事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

2. 事業所の概要

(介護予防)通所リハビリテーション施設は鶴岡市が開設者となり、一般社団法人鶴岡地区医師会が管理運営を行います。

事業者の名称	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院
事業者の所在地	鶴岡市湯田川字中田35番地10
開設者	鶴岡市
代表者の職・氏名	鶴岡市長 皆川 治
代表者の住所	鶴岡市馬場町9番25号
電話番号	0235(25)2111
介護保険指定番号	0610712267
施設管理者	院長 武田 憲夫
電話番号	0235(38)5151
FAX番号	0235(38)5152

3. 通常の事業の実施地域

鶴岡市・東田川郡三川町

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	区 分	
	常勤(人)	非常勤(人)
管 理 者	(兼) 1	0
医 師	(兼) 1	0
理学・作業療法士	1	0
看 護 師	2	0
介護福祉士	7	0
介 護 員	1	0
管理栄養士	(兼) 1	0
一 般 職	1	0

5. 営業日

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	午前8:30～午後5:30

営業しない日	土曜日・日曜日・年末年始(12月29日～1月3日)
--------	---------------------------

6. 利用定員 40名

7. サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
入 浴	入浴又は清拭を行います。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても援助を行います。
機 能 訓 練	理学療法士又は作業療法士指導のもとに個別のリハビリプログラムにより利用者の状況に適した機能訓練等を行い、生活機能の維持または向上に努めます。
レクリエーション	各種レクリエーションを実施します。 利用者の趣味や好みに応じた活動を援助します。
健 康 チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相 談 及 び 援 助	利用者とその家族からの生活面での指導・援助についてご相談に応じます。
送 迎	ご自宅から施設までの送迎を行います。
リハビリテーション 計画の作成及び評価	診療又は運動機能検査等の結果を基に、医師等の従業者が、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、通所リハビリテーション計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価・記載し利用者に説明します。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、別紙料金表のとおり関係法令等で定められた金額が利用者の負担額となります。ただし、契約期間中に関係法令等が変更になった場合、それによって改定後の金額を適応できるものとします。

☆別紙料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスに係る標準的な時間を基準とします。

☆介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

☆介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

ア 食費

食事サービスを受ける方は、1日につき別紙料金表の金額が必要となります。

食事時間は12:00～13:00です。

管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。

イ 行事活動等のレクリエーション関係費

事業所外で行うレクリエーションにおける入館料及び趣味活動における材料費等特別な行事等の費用についての実費は別途ご連絡いたします。

ウ キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合は次のキャンセル料をいただきます。

利用予定日当日の連絡による取消	食費相当額
-----------------	-------

8. 利用料等のお支払い方法

前月のサービスご利用分に関する利用者負担金を、翌月請求いたしますので、事業所が定める期日までにお支払いいただきます。

お支払い方法は、原則として口座引き落としとさせていただきますが、現金支払いをご希望の際は、ご相談ください。

9. 緊急時に等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時の連絡先(ご家族等)及び居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

10. 事故発生時の対応及び損害賠償

サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに上記の緊急時連絡先、県、市町村、及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 非常災害対策

非常災害時の対応	別途定める「鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 消防計画」により対応します。			
	設備名称	有・無	設備名称	有・無
防災設備	スプリンクラー	有	防火扉・シャッター	有
	自動火災報知機	有	屋内消火栓	有
	非常階段	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	非常用電源	有
	ガス漏れ報知機	有		
防火訓練	消防計画により、年2回消火及び避難訓練を実施します。			
消防計画	鶴岡地区消防事務組合消防本部に提出			
防火管理者	大井 泰			

12. 相談・苦情等の窓口

事業所のサービスに関する相談・苦情等は、担当者又は次の窓口まで、お気軽にお申し出ください。

また、ご意見箱での受付もいたしておりますので、ご利用ください。責任をもって調査・改善させていただきます。

- ① 担当窓口 鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院 デイケア室
- ② 担当者 根本 敦子
- ③ 電話 0235(38)5180
- ④ 受付時間 月曜日～金曜日 午前9:00～午後4:00